

嵐山町立菅谷中学校部活動方針

令和8年4月1日

嵐山町立菅谷中学校は、適正な部活動の運営に向けて、嵐山町教育委員会が策定した「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、また「部活動の運営の適正化と指導に当たる職員の多忙化の解消」に当たるため「嵐山町立菅谷中学校部活動方針」を策定する。

1 部活動の目的

学校の教育活動の中で生徒の自主的、自発的な参加のもとで行われる部活動において、生徒の心身の健全な育成や体力の向上を図るとともに、生涯にわたってスポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係の形成を図る。

2 部活動方針の策定

校長は、町の方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表に努める。

各部活動における顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を校長に提出する。

3 適切な指導の実施

- (1) 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 顧問は、運動部においては、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養・休息を適切に取る必要がある。また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。このことと併せて、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入する。これによって、休養・休息を適切にとりつつも、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 顧問は指導に当たり、生徒との信頼関係を重視し、互いを尊重し合いながら活動を進めることが大切である。よって、身体的に苦痛を与えたり、高圧的な態度をとったりするような指導は絶対に行わない。
- (4) 校長及び顧問は、部活動の大会等も含めて、生徒の移動について安全面を十分に配慮する。また、天候による熱中症や落雷等の被害防止を生徒の健康と安全を第一とする観点から、十分に配慮する。

4 体罰等を許さない指導の徹底

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。

校長、顧問及びその他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであることを再認識する。

なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問が積極的に説明し理解を図る。

5 適切な休養日の設定

以下の基準に沿って、部活動を行うように努める。

(1) 職員会議等教職員の会議がある日や「ふれあいデー」は、「部活動なし」の日とする。

また、基本的には週休日のどちらか、及び平日の1日は休養日とする。

※ 「週休日のどちらか」とは、1月のトータルとする。よって、月に4日は休養日とする。また、「平日の1日は休養日とする。」とは、基本的には週1日、平日を休養日とすることである。職員会議や研修、ふれあいデーも平日1日の休養日に含まれる。

(2) 長期休業中は、原則週に2日以上以上の休養日を設けるとともに、生徒に程度長期の休養期間を設ける。

夏季休業中の練習は20日程度とし、学校閉庁日は「部活のない日」とする。

(3) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を工夫する。